

条 例 議 案 の 概 要

—令和 6 年12月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 172 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 173 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 174 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・	7

議案第 172号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（6年度）	改定（7年度以降）
6月期	1.70	1.70	1.725
12月期	1.70	1.75	1.725
合計	3.40	3.45	3.45

3 施行期日

(1) 令和6年度の支給割合改定に係る部分 公布の日

(2) 令和7年度以降の支給割合改定に係る部分 令和7年4月1日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号
改正 略	改正 略
令和6年12月 日条例第 号	
盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
第1条から第6条の2まで 略	第1条から第6条の2まで 略
(期末手当)	(期末手当)
第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。	第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
第8条及び第9条 略	第8条及び第9条 略
附 則 略	附 則 略
附 則（令和6年条例第 号）	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。	
2 第1条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。	
3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	
別表 略	別表 略

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 及び3 略 別表 略	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略 別表 略

議案第 173号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（6年度）	改定（7年度以降）
6月期	1.70	1.70	1.725
12月期	1.70	1.75	1.725
合計	3.40	3.45	3.45

3 施行期日

- (1) 令和6年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和7年度以降の支給割合改定に係る部分 令和7年4月1日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の170」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2及び3 略	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略

議案第 174号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

(ア) 令和6年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	2.51%	2.38%	2.99%

(イ) 令和7年4月1日から職務や職責をより重視した給料体系とするため、一部号給を削るなど、給料表の号給構成等を改める。（第2条中別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則別表関係）

イ 昇給制度の改定

行政職8級職員等の昇給について、その職員の勤務成績が特に良好の場合に限り行う。

（第2条中第9条第7項の改正規定関係）

ウ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、令和6年4月1日から、医療職給料表（1）の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を310,000円（現行309,200円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

エ 扶養手当の改定

(ア) 配偶者に係る手当（現行6,500円（行政職7級以下職員等）又は3,500円（行政職8級職員等））を廃止し、子に係る手当の支給月額を1人につき13,000円（現行10,000円）に引き上げる。（第2条中第19条から第25条までの改正規定関係）

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、扶養手当の改定に伴う次の特例措置を講ずる。（附則第7項関係）

扶養親族		現行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
配偶者	行政職7級以下職員等	6,500円	3,000円	—
	行政職8級職員等	3,500円	—	—
子		10,000円	11,500円	13,000円

オ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

令和7年4月1日から、平日深夜に係る手当の支給対象となる時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで（現行午前零時から午前5時まで）に拡大する。（第2条中第33条の2第1項及び第2項の改正規定関係）

カ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第3項及び第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第3項及び第33条の5第2項の改正規定関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員等以外（期末手当は改定なし。）

区分		現行	改定(6年度)	改定(7年度以降)
6月期	勤勉手当	1.00	1.00	1.05
12月期	勤勉手当	1.00	1.10	1.05
合計		2.00	2.10	2.10

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区分		現行	改定(6年度)	改定(7年度以降)
6月期	期末手当	0.6875	0.6875	0.70
	勤勉手当	0.4875	0.4875	0.50
12月期	期末手当	0.6875	0.7125	0.70
	勤勉手当	0.4875	0.5125	0.50
合計		2.35	2.40	2.40

キ 寒冷地手当の改定

令和6年4月1日から、職員の世帯等の区分に応じ、手当の支給月額を次のとおり改める。

(第1条中第33条の6第2項の改正規定関係)

世帯等の区分		現行	改定(6年度以降)
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円	11,400円
その他の職員		7,360円	8,200円

ク 定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当の支給範囲の拡大

令和7年4月1日から、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、地域手当（医療職給料表（1）適用職員（医師）に限る。）、特地勤務手当等及び寒冷地手当を支給する。（第2条中第33条の7の4第1項の改正規定及び第9条（盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）関係）

(2) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）及び盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正

ア 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止するほか、必要な規定の整備を行う。（第3条中第4条第2項及び第4条中第5条第2項の改正規定並びに附則第9項及び第10項関係）

イ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

令和7年4月1日から、平日深夜に係る手当の支給対象となる時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで（現行午前零時から午前5時まで）に拡大する。（第3条中第10条の2第2号及び第4条中第14条の2第2号の改正規定関係）

ウ 定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当の支給範囲の拡大

令和7年4月1日から、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、次の手当を支給する。
（第3条中第15条第1項及び第4条中第21条第1項の改正規定関係）

(ア) 上下水道局 寒冷地手当

(イ) 市立病院 地域手当（医師及び歯科医師に限る。）及び寒冷地手当

(3) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

令和6年4月1日から給料月額を改め、その改定率を3.03%とする。（第5条中別表第1の改正規定関係）

イ 特別給の改定（特定任期付職員）

特別給を期末手当及び勤勉手当からなる構成に改め、次のとおり期末手当の支給割合を改めるとともに、勤勉手当の支給割合を定めるほか、特定任期付職員業績手当を廃止する。

（第5条中第8条第2項並びに第6条中第6条から第9条までの改正規定関係）

区分		現行	改定(6年度)	改定(7年度以降)
6月期	期末手当	1.70	1.70	0.950
	勤勉手当	—	—	0.875
12月期	期末手当	1.70	1.75	0.950
	勤勉手当	—	—	0.875
合計		3.40	3.45	3.65

(4) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元条例第18号）の一部改正

勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第7条中第22条第2項及び第8条中第22条第2項の改正規定関係）

区分		現行	改定(6年度)	改定(7年度以降)
6月期	勤勉手当	1.00	1.00	1.05
12月期	勤勉手当	1.00	1.10	1.05
合計		2.00	2.10	2.10

3 施行期日

(1) 2－(1)ア(ア)・ウ・キ及び2－(3)ア並びに2－(1)カ、2－(3)イ及び2－(4)(いず

れも令和6年度の支給割合改定に係る部分に限る。) 公布の日

- (2) 2－(1)ア(イ)・イ・エ・オ・ク及び2－(2)並びに2－(1)カ、2－(3)イ及び2－(4)
(いずれも令和7年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。) 令和7年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額31万 円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の71.25」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定す	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万9,200 円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の68.75」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定す

改正後	改正前
る合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略 第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。 第33条の6 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては1万1,400円（扶養親族（規則で定める地域に居住する者に限る。）のある職員にあつては、1万9,800円）、その他の職員にあつては8,200円とする。 3 寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の7から第37条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第17条の2第1項、第33条の6第2項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後給与条例第33条の4第3項及び第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 （適用日前の異動者の号給の調整） 3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして	る合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略 第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。 第33条の6 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては1万 200円（扶養親族（規則で定める地域に居住する者に限る。）のある職員にあつては、1万7,800円）、その他の職員にあつては7,360円とする。 3 寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の7から第37条まで 略 附 則 略

改正後										改正前									
異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。																			
(給与の内払)																			
4 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。																			
5から7まで 略																			
(委任)																			
8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																			
9及び10 略																			
附則別表 略																			
別表第1 行政職給料表（第7条関係）										別表第1 行政職給料表（第7条関係）									
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900	376,700	419,300	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	163,400	209,700	242,900	273,900	298,000	326,000	368,800	414,000
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800	379,300	421,700		2	164,500	211,400	244,500	275,600	300,100	328,200	371,400	416,400
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600	381,600	424,200		3	165,700	213,100	245,900	277,100	302,100	330,400	373,800	418,900
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400	383,800	426,600		4	166,800	214,700	247,300	278,700	304,000	332,400	376,200	421,300
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100	385,700	428,500		5	167,900	216,200	248,500	280,200	305,900	334,400	378,100	423,200
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900	388,100	430,700		6	169,000	218,000	250,100	281,900	307,700	336,500	380,700	425,400
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500	390,200	432,800		7	170,100	219,700	251,600	283,700	309,300	338,400	383,000	427,500
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200	392,200	435,000		8	171,200	221,400	253,000	285,600	310,900	340,300	385,500	429,700
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	9	195,800	243,800	271,500	301,300	324,000	351,800	394,200	436,900		9	172,200	222,900	254,200	287,300	312,500	342,200	387,900	431,600
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	10	197,600	245,300	272,500	302,800	325,900	353,500	396,600	439,000		10	173,700	224,500	255,600	289,200	314,800	344,200	390,600	433,700
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	11	199,200	246,700	273,500	304,300	327,700	355,100	398,800	441,200		11	175,000	226,000	257,100	291,000	317,000	346,200	393,200	435,900
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	12	200,800	248,100	274,500	305,700	329,400	356,800	401,000	443,100		12	176,300	227,500	258,400	292,800	319,000	348,300	395,800	437,800
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	13	202,400	249,400	275,500	307,200	331,100	358,300	403,200	444,800		13	177,500	228,800	259,700	294,700	321,000	350,100	398,100	439,500
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	14	204,100	250,700	276,500	308,300	332,800	360,000	405,500	446,600		14	179,000	230,300	260,900	296,300	323,000	352,100	400,400	441,300
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	15	205,800	252,000	277,500	309,300	334,600	361,600	407,800	448,500		15	180,500	231,800	262,100	297,700	325,000	354,000	402,700	443,200
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	16	207,500	253,200	278,600	310,500	336,300	363,200	410,100	450,400		16	182,100	233,200	263,300	299,100	326,900	355,900	405,000	445,100
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	17	208,800	254,400	279,700	311,700	337,900	364,900	411,900	452,300		17	183,200	234,700	264,600	300,600	328,800	357,700	406,800	447,000
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	18	210,500	255,400	281,000	313,300	339,600	366,700	413,800	454,100		18	184,700	236,200	265,900	302,600	330,800	359,700	408,700	448,800
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	19	212,100	256,500	282,300	315,000	341,300	368,200	415,700	455,900		19	186,100	237,700	267,200	304,700	332,700	361,500	410,600	450,600
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
20	213,60	257,60	283,50	316,60	342,90	369,80	417,60	457,60		20	187,50	239,10	268,50	306,50	334,60	363,40	412,50	452,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	215,10	258,60	284,80	318,10	344,50	371,20	419,40	459,40		21	188,80	240,30	269,90	308,20	336,40	365,30	414,30	454,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	216,70	259,60	286,10	319,70	346,10	372,80	421,20	460,90		22	191,10	241,90	271,40	310,10	338,40	367,20	416,10	455,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	218,30	260,70	287,40	321,30	347,70	374,50	423,00	462,40		23	193,30	243,50	273,10	312,00	340,40	369,20	417,90	457,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	220,00	261,70	288,60	323,00	349,20	376,00	424,80	463,90		24	195,60	244,90	274,60	313,90	342,30	371,10	419,70	458,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	221,60	262,70	289,70	324,50	350,60	377,90	426,40	465,30		25	197,80	245,90	276,20	315,60	343,70	373,00	421,30	460,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	223,30	263,60	290,90	326,20	352,40	379,80	427,90	466,60		26	199,50	247,40	277,90	317,60	345,70	374,90	422,80	461,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	224,60	264,50	292,20	327,80	354,00	381,70	429,50	467,90		27	201,00	248,70	279,50	319,60	347,60	376,80	424,40	462,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	225,90	265,30	293,50	329,40	355,60	383,60	431,00	469,10		28	202,50	249,80	281,10	321,50	349,50	378,80	425,90	463,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	227,30	266,10	294,90	330,80	356,80	385,10	432,50	470,10		29	204,00	250,90	282,80	323,20	351,10	380,30	427,40	464,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	228,40	266,90	295,90	332,60	358,30	386,90	433,60	470,80		30	205,50	251,90	284,30	325,30	353,00	382,10	428,60	465,50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	229,50	267,70	296,90	334,30	359,80	388,60	434,90	471,50		31	206,90	252,80	285,80	327,30	354,80	383,90	429,90	466,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	230,60	268,60	298,00	335,90	361,40	390,20	436,10	472,20		32	208,30	253,80	287,30	329,30	356,70	385,50	431,10	467,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	231,70	269,30	299,10	337,10	363,10	391,90	437,30	472,90		33	209,70	254,70	288,40	330,50	358,50	387,20	432,30	467,70	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	232,80	270,10	300,30	339,00	364,90	393,30	438,60	473,70		34	211,00	255,60	290,00	332,50	360,30	388,60	433,60	468,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	233,90	270,90	301,50	340,80	366,60	394,80	440,00	474,30		35	212,30	256,40	291,60	334,50	362,00	390,10	435,00	469,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	235,10	271,70	302,70	342,40	368,30	396,20	441,20	474,90		36	213,70	257,30	293,10	336,50	363,70	391,50	436,20	469,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	236,20	272,40	303,90	343,90	369,70	397,60	442,40	475,40		37	215,00	258,00	294,50	338,40	365,10	392,90	437,40	470,40	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	237,20	273,20	305,20	345,50	371,00	398,80	443,20	476,00		38	216,20	259,10	296,10	340,30	366,40	394,10	438,20	471,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	238,20	273,90	306,50	347,10	372,30	400,00	444,00	476,60		39	217,40	260,20	297,70	342,20	367,80	395,30	439,00	471,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	239,10	274,70	307,80	348,70	373,70	401,00	444,80	477,20		40	218,50	261,40	299,30	344,10	369,20	396,30	439,80	472,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	240,00	275,30	309,10	350,50	374,80	402,10	445,40	477,70		41	219,60	262,50	300,80	346,00	370,30	397,40	440,40	472,70	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	240,90	276,10	310,50	352,30	375,70	403,30	446,00	478,20		42	220,70	263,70	302,50	347,90	371,20	398,60	441,10	473,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	241,70	276,90	311,80	354,10	376,70	404,40	446,60	478,60		43	221,70	264,80	304,00	349,70	372,20	399,70	441,80	473,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	242,50	277,60	313,10	355,90	377,80	405,60	447,20	478,90		44	222,70	265,90	305,50	351,50	373,30	400,90	442,50	473,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	243,30	278,30	314,40	357,40	378,60	406,30	448,00	479,20		45	223,70	267,00	307,10	353,00	374,10	401,60	443,30	474,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	243,90	279,00	315,70	358,80	379,50	407,00	448,80			46	224,60	268,10	308,70	354,40	375,00	402,30	444,10		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	244,50	279,70	317,00	360,20	380,40	407,70	449,20			47	225,50	269,20	310,30	355,80	375,90	403,00	444,50		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	245,10	280,50	318,20	361,70	381,20	408,40	450,00			48	226,40	270,30	311,90	357,40	376,70	403,70	445,30		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	245,70	281,20	319,10	363,20	382,00	408,80	450,50			49	227,30	271,30	312,80	358,90	377,50	404,20	445,80		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	246,30	281,90	320,40	364,00	382,90	409,40	450,90			50	228,20	272,30	314,30	359,70	378,40	404,80	446,20		

改正後										改正前									
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
51		246,90	282,60	321,70	365,00	383,70	409,90	451,30		51		229,10	273,30	315,80	360,70	379,20	405,30	446,60	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
52		247,40	283,30	323,00	366,00	384,40	410,30	451,70		52		230,00	274,20	317,40	361,70	379,90	405,70	447,00	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
53		247,90	283,90	324,20	366,90	385,10	410,70	452,10		53		230,80	275,10	319,00	362,60	380,60	406,10	447,40	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
54		248,30	284,60	325,50	368,00	385,80	410,90	452,50		54		231,70	276,00	320,60	363,70	381,30	406,40	447,80	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
55		248,70	285,20	326,70	368,90	386,50	411,20	452,90		55		232,70	276,90	322,10	364,60	382,00	406,70	448,20	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
56		249,00	285,90	328,00	369,90	387,20	411,50	453,20		56		233,50	277,80	323,70	365,60	382,70	407,00	448,50	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
57		249,30	286,50	329,30	370,80	387,70	411,80	453,50		57		233,80	278,70	325,10	366,50	383,20	407,30	448,80	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
58		249,60	287,30	330,40	371,60	388,30	412,10	453,90		58		234,60	279,70	326,30	367,30	383,80	407,60	449,20	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
59		249,90	287,90	331,50	372,30	388,90	412,40	454,20		59		235,30	280,60	327,40	368,00	384,40	407,90	449,50	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
60		250,20	288,60	332,60	372,90	389,60	412,70	454,50		60		235,90	281,50	328,50	368,60	385,10	408,20	449,80	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
61		250,50	289,20	333,30	373,30	390,00	412,90	454,80		61		236,50	282,50	329,20	369,00	385,50	408,50	450,10	
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
62		250,80	289,90	334,20	373,90	390,60	413,20			62		237,20	283,50	330,10	369,60	386,20	408,80		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
63		251,10	290,50	334,90	374,60	391,20	413,50			63		237,80	284,40	330,90	370,30	386,80	409,10		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
64		251,40	291,00	335,70	375,30	391,70	413,80			64		238,30	285,30	331,70	371,00	387,40	409,40		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
65		251,70	291,50	336,50	375,60	392,10	414,10			65		238,80	285,80	332,50	371,30	387,80	409,70		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
66		252,00	292,10	336,90	376,30	392,70	414,40			66		239,30	286,50	332,90	372,00	388,40	410,00		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
67		252,40	292,60	337,60	377,00	393,30	414,70			67		239,90	287,20	333,60	372,70	389,00	410,30		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
68		252,70	293,20	338,30	377,60	393,90	415,00			68		240,50	288,10	334,30	373,30	389,70	410,60		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
69		253,00	293,80	339,10	377,90	394,30	415,20			69		241,00	289,20	335,10	373,60	390,10	410,80		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
70		253,30	294,30	339,80	378,40	394,80	415,50			70		241,50	290,00	335,80	374,20	390,60	411,10		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
71		253,60	294,90	340,50	379,00	395,30	415,80			71		242,00	290,80	336,50	374,90	391,10	411,40		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
72		253,90	295,50	341,10	379,60	395,90	416,20			72		242,50	291,60	337,10	375,50	391,70	411,80		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
73		254,20	296,00	341,60	379,90	396,20	416,40			73		243,00	292,30	337,60	375,80	392,00	412,00		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
74		254,50	296,50	342,20	380,50	396,60	416,70			74		243,50	292,80	338,20	376,40	392,40	412,30		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
75		254,80	296,90	342,70	381,20	397,00	417,00			75		243,90	293,20	338,70	377,10	392,80	412,60		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
76		255,10	297,20	343,30	381,80	397,40	417,20			76		244,40	293,60	339,30	377,70	393,20	412,80		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
77		255,40	297,40	343,60	382,30	397,70	417,40			77		244,90	293,80	339,60	378,20	393,50	413,00		
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	
78		255,70	297,70	344,10	382,80	398,00				78		245,40	294,10	340,10	378,70	393,80			
		0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0			
79		256,00	297,90	344,50	383,40	398,30				79		245,90	294,30	340,50	379,30	394,10			
		0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0			
80		256,30	298,20	344,90	383,90	398,50				80		246,40	294,60	340,90	379,80	394,30			
		0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0			
81		256,60	298,40	345,30	384,40	398,70				81		246,80	294,80	341,30	380,30	394,50			

改正後										改正前									
			0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
82		257,00	298,60	345,80	385,00	399,00				82		247,40	295,00	341,80	380,90	394,80			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
83		257,30	298,90	346,30	385,50	399,30				83		247,80	295,30	342,30	381,40	395,10			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
84		257,60	299,10	346,80	385,80	399,50				84		248,20	295,50	342,80	381,70	395,30			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
85		257,90	299,40	347,10	386,20	399,70				85		248,60	295,80	343,10	382,10	395,50			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
86		258,20	299,70	347,50	386,70	400,00				86		249,00	296,10	343,50	382,60	395,80			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
87		258,50	300,00	347,90	387,10	400,30				87		249,40	296,40	344,00	383,00	396,10			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
88		258,80	300,30	348,40	387,50	400,50				88		249,80	296,70	344,50	383,40	396,30			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
89		259,10	300,60	348,70	387,90	400,70				89		250,20	297,00	344,80	383,80	396,50			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
90		259,40	300,90	349,10	388,40	401,00				90		250,70	297,40	345,20	384,30	396,80			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
91		259,70	301,20	349,50	388,80	401,30				91		251,00	297,70	345,70	384,70	397,10			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
92		260,00	301,60	349,90	389,20	401,50				92		251,30	298,10	346,10	385,10	397,30			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
93		260,30	301,80	350,10	389,50	401,70				93		251,60	298,30	346,30	385,40	397,50			
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
94		302,00	350,50	390,00	402,00					94		298,50	346,70	385,90	397,80				
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
95		302,30	350,90	390,40	402,30					95		298,80	347,20	386,30	398,10				
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
96		302,70	351,30	390,80	402,50					96		299,20	347,60	386,70	398,30				
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
97		303,00	351,50	391,10	402,70					97		299,50	347,80	387,00	398,50				
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
98		303,30	351,90	391,60						98		299,80	348,20	387,50					
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
99		303,70	352,30	392,00						99		300,20	348,60	387,90					
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
100		304,10	352,60	392,40						100		300,60	348,90	388,30					
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
101		304,30	352,90	392,70						101		300,80	349,20	388,60					
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
102		304,60	353,30							102		301,10	349,60						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
103		304,90	353,70							103		301,50	350,00						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
104		305,20	354,10							104		301,80	350,40						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
105		305,40	354,60							105		302,00	350,90						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
106		305,70	355,00							106		302,30	351,30						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
107		306,00	355,40							107		302,70	351,70						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
108		306,30	355,80							108		303,00	352,10						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
109		306,50	356,30							109		303,20	352,60						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
110		306,90	356,70							110		303,60	353,00						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
111		307,30	357,00							111		304,00	353,30						
		0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
112		307,60	357,30							112		304,30	353,60						

改正後										改正前									
			0	0								0	0						
	113		307,80	357,80							113	304,50	354,10						
			0	0								0	0						
	114		308,00								114	304,70							
			0									0							
	115		308,30								115	305,00							
			0									0							
	116		308,70								116	305,40							
			0									0							
	117		308,90								117	305,60							
			0									0							
	118		309,10								118	305,80							
			0									0							
	119		309,40								119	306,10							
			0									0							
	120		309,70								120	306,40							
			0									0							
	121		310,10								121	306,80							
			0									0							
	122		310,30								122	307,00							
			0									0							
	123		310,60								123	307,30							
			0									0							
	124		310,90								124	307,60							
			0									0							
	125		311,20								125	307,90							
			0									0							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		193,70	221,40	262,30	282,20	297,50	323,40	365,90	399,70			190,40	218,10	258,50	278,10	293,30	319,00	361,20	394,70
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

（1）医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

（1）医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700

改正後					改正前				
23	360,200	422,000	465,900	525,800	23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	363,200	423,500	467,700	527,600	24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	366,200	424,900	469,500	529,200	25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	368,500	426,400	471,300	531,000	26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	370,800	427,900	473,100	532,800	27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	373,000	429,300	474,900	534,600	28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	374,900	430,700	476,700	536,200	29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	376,600	432,200	478,500	538,000	30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	378,300	433,700	480,300	539,800	31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	380,100	435,100	482,100	541,500	32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	381,900	436,500	483,900	543,100	33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	383,700	438,000	485,800	544,900	34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	385,300	439,500	487,700	546,600	35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	386,700	440,900	489,600	548,300	36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	388,100	442,300	491,500	549,800	37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	389,600	443,700	493,200	551,400	38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	391,100	445,100	495,000	552,800	39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	392,600	446,500	496,800	554,400	40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	394,100	447,900	498,400	555,900	41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	394,800	449,300	500,200	557,300	42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	395,400	450,700	502,000	558,700	43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	396,100	452,100	503,600	560,000	44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	397,000	453,500	505,000	561,200	45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	397,600	454,900	506,700	562,200	46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	398,200	456,300	508,500	563,200	47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	398,800	457,700	510,200	564,200	48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	399,400	459,100	511,700	565,200	49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	399,900	460,800	513,000	566,100	50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	400,400	462,400	514,300	567,000	51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	400,900	464,000	515,600	567,900	52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	401,400	465,600	516,600	568,700	53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	401,800	466,800	517,900	569,600	54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	402,200	468,000	519,200	570,500	55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	402,600	469,100	520,500	571,400	56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	403,000	470,100	521,500	572,300	57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	403,400	471,100	522,300	573,200	58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	403,800	472,000	523,100	574,100	59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	404,200	472,800	523,900	574,800	60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	404,600	473,500	524,800	575,700	61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	405,000	474,200	525,600	576,600	62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	405,400	474,900	526,400	577,500	63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	405,800	475,500	527,100	578,400	64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	406,100	476,200	527,900	579,300	65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		476,900	528,700		66		471,300	523,000	
67		477,500	529,400		67		471,900	523,700	
68		478,100	530,300		68		472,500	524,600	
69		478,400	531,200		69		472,800	525,500	
70		479,000	532,000		70		473,400	526,300	
71		479,700	532,900		71		474,100	527,200	
72		480,400	533,800		72		474,800	528,100	
73		480,800	534,600		73		475,200	528,900	
74		481,400	535,500		74		475,800	529,800	
75		482,100	536,400		75		476,500	530,700	
76		482,800	537,100		76		477,200	531,400	
77		483,200	537,900		77		477,600	532,200	
78		483,800	538,800		78		478,200	533,100	
79		484,400	539,700		79		478,800	534,000	
80		484,900	540,600		80		479,300	534,900	
81		485,400	541,400		81		479,900	535,700	
82		485,900	542,300		82		480,400	536,600	
83		486,400	543,200		83		480,900	537,500	

改正後						改正前					
	84		486,900	544,100			84		481,400	538,400	
	85		487,300	544,900			85		481,800	539,200	
	86		487,800	545,800			86		482,400	540,100	
	87		488,200	546,700			87		482,800	541,000	
	88		488,700	547,600			88		483,300	541,900	
	89		489,200	548,400			89		483,800	542,700	
	90		489,800				90		484,400		
	91		490,400				91		485,000		
	92		490,800				92		485,400		
	93		491,300				93		485,900		
	94		491,900				94		486,500		
	95		492,500				95		487,100		
	96		493,000				96		487,600		
	97		493,500				97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300			297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	279,700	295,300	312,800	345,200
	2	211,000	244,500	280,800	295,900	314,100	346,900
	3	212,900	246,700	281,900	296,500	315,300	348,600
	4	214,600	248,900	283,000	297,000	316,400	350,300
	5	216,300	251,100	284,000	297,600	317,500	352,000
	6	218,200	252,200	284,500	298,200	318,600	353,800
	7	220,000	253,100	285,000	298,800	319,700	355,500
	8	221,700	254,000	285,500	299,300	320,900	357,100
	9	223,400	254,900	286,000	299,800	322,000	358,600
	10	225,400	256,100	286,500	300,400	323,000	360,300
	11	227,400	257,300	287,000	301,000	324,000	362,000
	12	229,300	258,200	287,500	301,500	325,000	363,800
	13	231,200	259,000	288,100	302,000	326,000	365,200
	14	233,200	259,700	288,600	302,600	327,300	366,900
	15	235,200	260,400	289,100	303,300	328,500	368,600
	16	237,200	261,300	289,600	303,800	329,700	370,300
	17	239,300	262,400	290,100	304,300	330,800	372,100
	18	241,300	263,500	290,600	305,000	332,000	374,200
	19	243,400	264,700	291,100	305,700	333,100	376,200
	20	245,400	265,800	291,600	306,400	334,300	378,200
	21	247,300	266,900	292,100	307,100	335,400	379,900
	22	248,600	268,000	292,600	308,000	336,600	382,000
	23	249,800	269,100	293,100	309,000	337,700	384,200
	24	250,900	270,200	293,600	309,900	338,800	386,200
	25	252,000	271,200	294,200	310,700	339,900	388,100
	26	252,900	272,400	294,700	311,600	341,100	389,700
	27	253,800	273,500	295,200	312,500	342,300	391,500
	28	254,700	274,500	295,700	313,400	343,400	393,300
	29	255,600	275,500	296,200	314,200	344,500	395,100
	30	256,400	276,200	296,800	315,200	345,700	396,800
	31	257,100	276,900	297,600	316,100	346,800	398,700
	32	257,800	277,600	298,400	317,000	347,900	400,400
	33	258,600	278,400	299,200	317,800	349,000	402,100
	34	259,400	279,000	300,000	318,900	350,300	403,800
	35	260,200	279,500	300,800	320,000	351,700	405,700
	36	260,900	280,000	301,600	321,100	353,000	407,400

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,900	212,700	255,700	274,700	296,300	335,800
	2	186,300	214,600	257,100	275,600	297,900	337,800
	3	187,900	216,600	258,600	276,400	299,500	339,800
	4	189,300	218,500	260,100	277,200	301,100	341,800
	5	190,800	220,500	261,300	277,800	302,400	343,800
	6	192,300	222,400	262,100	278,700	304,100	346,000
	7	193,800	224,200	262,900	279,400	305,700	348,000
	8	195,300	225,900	263,600	280,300	307,400	350,000
	9	196,500	227,600	264,300	281,200	309,000	351,500
	10	198,200	229,000	265,000	281,800	310,400	353,500
	11	199,900	230,400	265,800	282,700	311,600	355,400
	12	201,400	231,300	266,500	283,600	312,900	357,500
	13	202,800	232,700	267,400	284,500	314,100	359,400
	14	204,800	233,700	268,300	285,400	315,800	361,400
	15	206,900	234,700	269,100	286,400	317,400	363,400
	16	208,900	235,600	270,000	287,300	319,000	365,400
	17	211,000	236,700	270,500	288,300	320,500	367,300
	18	213,000	238,100	271,300	289,300	322,000	369,400
	19	215,100	239,600	272,100	290,300	323,500	371,500
	20	217,100	240,700	272,900	291,400	325,000	373,500
	21	219,000	241,800	273,600	292,700	326,400	375,200
	22	220,800	243,400	274,300	294,100	327,800	377,300
	23	222,500	245,100	275,000	295,400	329,300	379,500
	24	224,200	246,500	275,800	296,600	330,700	381,500
	25	225,500	247,700	276,700	297,700	332,100	383,400
	26	226,800	249,100	277,400	299,100	333,500	385,000
	27	227,900	250,500	278,200	300,500	335,000	386,800
	28	228,900	251,800	279,000	301,900	336,400	388,600
	29	230,100	253,200	280,000	302,900	337,500	390,400
	30	230,900	254,200	281,100	304,300	339,000	392,100
	31	231,700	255,000	282,500	305,600	340,400	394,000
	32	232,400	255,700	283,700	306,800	341,900	395,700
	33	233,500	256,600	285,000	308,000	343,400	397,400
	34	234,700	257,500	286,300	309,400	344,900	399,100
	35	235,800	258,400	287,400	310,800	346,500	401,000
	36	236,800	259,100	288,600	312,200	348,000	402,700

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

改正後								改正前							
37	261,700	280,500	302,300	322,300	354,200	409,000		37	237,900	259,800	290,000	313,600	349,600	404,300	
38	262,600	281,100	303,100	323,400	355,700	410,700		38	239,200	260,700	291,100	314,900	351,200	406,000	
39	263,500	281,600	303,900	324,500	357,200	412,500		39	240,500	261,600	292,200	316,300	352,700	407,800	
40	264,300	282,100	304,700	325,600	358,700	414,300		40	241,700	262,500	293,300	317,700	354,200	409,600	
41	265,100	282,500	305,500	326,700	359,900	415,800		41	242,500	262,900	294,300	319,200	355,400	411,100	
42	266,000	283,000	306,300	327,900	361,500	417,400		42	243,500	263,700	295,500	320,600	357,000	412,700	
43	266,800	283,500	307,100	329,000	362,900	418,900		43	244,500	264,500	296,700	322,000	358,500	414,200	
44	267,600	284,000	307,900	330,200	364,300	420,200		44	245,500	265,200	297,900	323,400	359,900	415,500	
45	268,400	284,600	308,600	331,000	365,700	421,300		45	246,500	266,000	299,000	324,200	361,300	416,600	
46	269,200	285,100	309,600	332,100	366,700	422,400		46	247,600	266,700	300,300	325,600	362,300	417,700	
47	269,900	285,600	310,600	333,200	368,100	423,500		47	248,500	267,400	301,600	327,000	363,700	418,800	
48	270,500	286,100	311,600	334,200	369,400	424,700		48	249,300	268,100	302,900	328,500	365,000	420,000	
49	271,100	286,600	312,500	335,200	370,700	426,000		49	250,100	268,800	304,000	329,600	366,300	421,300	
50	271,600	287,100	313,500	336,200	372,200	427,100		50	251,000	269,600	305,200	330,900	367,800	422,400	
51	272,100	287,600	314,500	337,200	373,500	428,400		51	251,900	270,300	306,400	332,200	369,100	423,700	
52	272,500	288,100	315,400	338,200	374,800	429,500		52	252,700	271,200	307,700	333,500	370,400	424,800	
53	272,900	288,600	316,300	339,500	376,300	430,700		53	253,300	272,100	309,100	334,900	371,900	426,000	
54	273,400	289,200	317,300	340,800	377,500	431,700		54	254,200	273,300	310,400	336,200	373,100	427,000	
55	274,000	289,700	318,300	342,000	378,600	432,800		55	255,200	274,400	311,700	337,500	374,200	428,100	
56	274,400	290,200	319,400	343,200	379,800	433,900		56	256,000	275,600	313,000	338,800	375,400	429,200	
57	274,800	290,700	320,200	344,100	380,900	434,900		57	256,700	276,800	313,800	339,700	376,500	430,300	
58	275,200	291,500	321,200	345,300	381,800	435,400		58	257,600	278,200	315,000	341,000	377,400	430,800	
59	275,600	292,300	322,200	346,400	382,900	436,000		59	258,200	279,500	316,200	342,200	378,500	431,400	
60	276,000	293,000	323,100	347,700	383,800	436,400		60	259,000	280,800	317,600	343,500	379,400	431,800	
61	276,400	293,800	324,000	348,700	384,400	437,000		61	259,700	282,100	318,700	344,500	380,000	432,400	
62	276,800	294,700	325,000	349,700	385,200	437,500		62	260,400	283,300	320,000	345,500	380,800	432,900	
63	277,200	295,600	326,000	350,800	386,000	437,900		63	261,100	284,400	321,200	346,600	381,600	433,300	
64	277,600	296,400	326,900	352,000	386,800	438,400		64	261,800	285,500	322,400	347,800	382,400	433,800	
65	278,000	297,200	327,900	353,100	387,500	439,000		65	262,400	286,500	323,700	348,900	383,100	434,400	
66	278,400	298,100	329,100	354,300	388,200	439,400		66	263,100	287,700	325,000	350,100	383,800	434,800	
67	278,900	298,900	330,300	355,500	388,900	439,700		67	263,800	288,900	326,200	351,300	384,600	435,100	
68	279,300	299,700	331,500	356,500	389,500	440,000		68	264,400	289,900	327,400	352,300	385,300	435,400	
69	279,700	300,600	332,200	357,500	390,100	440,400		69	265,000	291,000	328,100	353,300	385,900	435,800	
70	280,200	301,500	333,300	358,500	390,700			70	265,600	292,400	329,200	354,300	386,500		
71	280,700	302,400	334,400	359,600	391,400			71	266,400	293,700	330,300	355,400	387,200		
72	281,100	303,300	335,300	360,800	392,000			72	267,200	294,900	331,200	356,600	387,800		
73	281,500	304,200	336,400	361,600	392,700			73	268,400	295,900	332,300	357,400	388,500		
74	282,100	305,100	337,100	362,700	393,200			74	269,500	297,200	333,000	358,500	389,000		
75	282,700	306,000	338,300	363,800	393,900			75	270,500	298,400	334,200	359,600	389,700		
76	283,300	306,900	339,400	364,800	394,400			76	271,600	299,600	335,300	360,600	390,200		
77	283,800	307,800	340,500	365,500	394,800			77	272,500	301,000	336,400	361,300	390,600		
78	284,400	308,800	341,700	366,300	395,400			78	273,400	302,200	337,600	362,100	391,200		
79	285,000	309,800	342,800	367,100	395,900			79	274,300	303,400	338,700	362,900	391,700		
80	285,500	310,700	343,900	367,800	396,200			80	275,200	304,600	339,800	363,600	392,000		
81	286,000	311,200	345,000	368,400	396,500			81	276,000	305,100	340,900	364,200	392,300		
82	286,500	312,100	346,100	368,900	397,000			82	276,900	306,300	342,000	364,700	392,800		
83	287,000	313,000	347,100	369,400	397,400			83	277,800	307,400	343,000	365,300	393,200		
84	287,500	313,800	348,200	369,900	397,700			84	278,400	308,500	344,100	365,800	393,500		
85	288,000	314,600	349,200	370,500	398,000			85	279,100	309,600	345,100	366,400	393,800		
86	288,600	315,600	350,200	371,100	398,500			86	279,900	310,800	346,100	367,000	394,300		
87	289,100	316,700	351,100	371,600	399,000			87	280,600	312,100	347,000	367,600	394,800		
88	289,600	317,700	352,100	372,100	399,400			88	281,300	313,200	348,000	368,100	395,200		
89	290,100	318,600	353,000	372,500	399,700			89	282,100	314,300	348,900	368,500	395,500		
90	290,600	319,700	353,800	372,900	400,100			90	282,900	315,500	349,700	368,900	395,900		
91	291,100	320,700	354,600	373,500	400,600			91	283,700	316,700	350,500	369,500	396,400		
92	291,600	321,700	355,400	374,000	401,000			92	284,500	317,800	351,300	370,000	396,800		
93	292,100	322,500	356,000	374,300	401,400			93	285,300	318,600	351,900	370,300	397,200		
94	292,700	323,200	356,600	374,800	401,800			94	286,300	319,300	352,500	370,800	397,600		
95	293,300	323,900	357,200	375,200	402,300			95	287,200	320,000	353,200	371,200	398,100		
96	293,900	324,500	357,800	375,500	402,700			96	288,100	320,600	353,800	371,500	398,500		
97	294,500	325,000	358,200	376,100	403,100			97	288,700	321,100	354,200	372,100	398,900		

改正後							改正前						
98	295,100	325,300	358,600	376,600	403,500		98	289,400	321,400	354,600	372,600	399,300	
99	295,600	326,000	359,100	377,100	404,000		99	290,000	322,100	355,100	373,100	399,800	
100	296,100	326,600	359,600	377,600	404,400		100	290,900	322,700	355,600	373,600	400,200	
101	296,600	327,000	360,100	378,200	404,900		101	291,700	323,100	356,100	374,200	400,700	
102	297,100	327,600	360,500	378,700	405,300		102	292,500	323,700	356,500	374,700	401,100	
103	297,600	328,200	361,000	379,200	405,800		103	293,300	324,300	357,000	375,200	401,600	
104	298,000	328,700	361,400	379,600	406,200		104	294,100	324,800	357,400	375,600	402,000	
105	298,400	329,100	361,700	380,200	406,600		105	294,700	325,200	357,700	376,200	402,400	
106	298,900	329,600	362,200	380,700			106	295,200	325,700	358,200	376,700		
107	299,400	330,100	362,600	381,200			107	295,700	326,200	358,600	377,200		
108	299,700	330,600	362,900	381,700			108	296,100	326,700	358,900	377,700		
109	299,900	331,000	363,300	382,400			109	296,300	327,100	359,400	378,400		
110	300,200	331,400	363,800	382,800			110	296,600	327,500	359,900	378,800		
111	300,400	331,700	364,300	383,300			111	296,800	327,800	360,400	379,300		
112	300,700	332,000	364,800	383,800			112	297,100	328,100	360,900	379,800		
113	301,000	332,300	365,300	384,400			113	297,400	328,400	361,400	380,400		
114	301,200	332,700	365,800				114	297,600	328,800	361,900			
115	301,500	333,000	366,300				115	297,900	329,200	362,400			
116	301,700	333,300	366,700				116	298,100	329,500	362,800			
117	302,000	333,500	367,100				117	298,400	329,700	363,200			
118	302,300	333,800	367,500				118	298,700	330,000	363,600			
119	302,600	334,100	368,000				119	299,000	330,400	364,100			
120	303,000	334,300	368,500				120	299,400	330,600	364,600			
121	303,300	334,500	368,900				121	299,700	330,800	365,000			
122	303,700	334,800	369,400				122	300,100	331,100	365,500			
123	304,000	335,100	369,900				123	300,400	331,400	366,000			
124	304,300	335,400	370,400				124	300,800	331,700	366,500			
125	304,500	335,600	370,800				125	301,000	331,900	366,900			
126	304,700	335,900					126	301,200	332,200				
127	305,000	336,300					127	301,500	332,600				
128	305,400	336,500					128	301,900	332,800				
129	305,600	336,800					129	302,100	333,100				
130	305,900	337,000					130	302,400	333,300				
131	306,300	337,400					131	302,800	333,700				
132	306,700	337,600					132	303,200	333,900				
133	306,900	337,900					133	303,400	334,200				
134	307,200	338,300					134	303,700	334,600				
135	307,500	338,700					135	304,100	335,000				
136	307,800	339,100					136	304,400	335,400				
137	308,000	339,400					137	304,600	335,700				
138	308,300	339,800					138	304,900	336,100				
139	308,600	340,200					139	305,300	336,500				
140	308,900	340,600					140	305,600	336,900				
141	309,100	340,900					141	305,800	337,200				
142	309,500	341,300					142	306,200	337,600				
143	309,900	341,600					143	306,600	337,900				
144	310,200	342,000					144	306,900	338,300				
145	310,400	342,300					145	307,100	338,600				
146	310,600	342,700					146	307,300	339,000				
147	310,900	343,100					147	307,600	339,400				
148	311,300	343,500					148	308,000	339,800				
149	311,500	343,800					149	308,200	340,100				
150	311,700	344,200					150	308,400	340,500				
151	312,000	344,600					151	308,700	340,900				
152	312,300	345,000					152	309,000	341,300				
153	312,700	345,300					153	309,400	341,600				
154	312,900						154	309,600					
155	313,100						155	309,800					
156	313,400						156	310,100					
157	313,700						157	310,400					
158	314,100						158	310,800					

改正後								改正前							
	159	314,400							159	311,100					
	160	314,700							160	311,400					
	161	315,100							161	311,800					
	162	315,400							162	312,100					
	163	315,700							163	312,400					
	164	316,000							164	312,700					
	165	316,400							165	313,100					
	166	316,700							166	313,400					
	167	317,000							167	313,700					
	168	317,300							168	314,000					
	169	317,700							169	314,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800			238,200	258,700	266,000	276,200	292,700	330,200
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。								備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。							
別表第3 略								別表第3 略							
参考 略								参考 略							

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2） 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるところとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条 略 第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、級別基準職務表及び規則で定める基準に従い決定する。 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 次に掲げる 職員（第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。） 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 11 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第11条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該定年前再	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2） 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるところとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条 略 第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、級別基準職務表及び規則で定める基準に従い決定する。 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 11 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第11条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該定年前再

改正後	改正前
任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
第9条の2から第18条まで 略	第9条の2から第18条まで 略
第19条 前条において「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	第19条 前条において「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 重度心身障害者	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
第20条 扶養手当の月額、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職8級職員等にあつては、3,500円）とする。	(6) 重度心身障害者
	第20条 扶養手当の月額は、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。
2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）
にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
第21条から第24条まで 削除	第21条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
	(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第19条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
	第22条 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
	2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
	(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
	(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となつた場合
	(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合
	(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
	第23条及び第24条 削除
第25条 扶養手当の支給日、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他	第25条 扶養手当の支給日その他

改正後	改正前
扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第25条の2 略 第25条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。） (2) 第27条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額 イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額 (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第26条から第33条まで 略 第33条の2 次条第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく週休日又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に規則で定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 前項第1号に規定する場合 同号の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 前項第2号に規定する場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の2の2及び第33条の3 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100	〃支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第25条の2 略 第25条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。） (2) 第27条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者〃が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額 イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額 (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第26条から第33条まで 略 第33条の2 次条第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく週休日又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に規則で定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 〃とする。 (1) 前項第1号に規定する場合 同号の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 前項第2号に規定する場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の2の2及び第33条の3 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100

改正後	改正前
(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30	(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の71.25」とする。
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。	6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
第33条の4の2及び第33条の4の3 略	第33条の4の2及び第33条の4の3 略
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。	4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
第33条の6から第33条の7の3まで 略	第33条の6から第33条の7の3まで 略
第33条の7の4 第2章（第9条第3項から第10項までに限る。）、第2章の2及び第3章 の規定については、 定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第33条の7の4 第2章（第9条第3項から第10項までに限る。）、第2章の2、第3章、第3章の2（第25条の2第1項を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、 定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
2 第2章の2、第3章、第3章の2（第25条の2第1項を除く。）、第3章の3、第4章の2、第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、任期付短時間勤務職員には適用しない。	2 第2章の2、第3章、第3章の2（第25条の2第1項を除く。）、第3章の3、第4章の2、第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）の規定については、任期付短時間勤務職員には適用しない。
第33条の8から第37条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） （施行期日等）	第33条の8から第37条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。	

改正後

改正前

2から4まで 略

(号給の切替え)

5 令和7年4月1日(以下「切替施行日」という。)の前日において盛岡市職員給与支給条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替施行日における号給(以下「新号給」という。)は、切替施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替施行日前の異動者の号給の調整)

6 切替施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

7 切替施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第18条、第19条、第20条第1項及び第25条の3第1項第2号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条改正後給与条例第18条	支給する。	支給する。ただし、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員等に対しては、支給しない。
第2条改正後給与条例第19条	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
第2条改正後給与条例第20条第1項	1万3,000円とする	1万1,500円、同条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする
第2条改正後給与条例第25条の3第1項第2号	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	配偶者

(委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

9及び10 略

附則別表 号給の切替表(附則第5項関係)

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1

改正後							改正前						
10	6	2	2	1	1	1							
11	7	3	3	1	1	1							
12	8	4	4	1	1	1							
13	9	5	5	1	1	1							
14	10	6	6	2	1	1							
15	11	7	7	3	1	1							
16	12	8	8	4	1	1							
17	13	9	9	5	1	1							
18	14	10	10	6	2	1							
19	15	11	11	7	3	1							
20	16	12	12	8	4	1							
21	17	13	13	9	5	1							
22	18	14	14	10	6	1							
23	19	15	15	11	7	1							
24	20	16	16	12	8	2							
25	21	17	17	13	9	2							
26	22	18	18	14	10	2							
27	23	19	19	15	11	2							
28	24	20	20	16	12	3							
29	25	21	21	17	13	3							
30	26	22	22	18	14	3							
31	27	23	23	19	15	3							
32	28	24	24	20	16	3							
33	29	25	25	21	17	3							
34	30	26	26	22	18	4							
35	31	27	27	23	19	4							
36	32	28	28	24	20	4							
37	33	29	29	25	21	4							
38	34	30	30	26	22	4							
39	35	31	31	27	23	4							
40	36	32	32	28	24	4							
41	37	33	33	29	25	4							
42	38	34	34	30	26	5							
43	39	35	35	31	27	5							
44	40	36	36	32	28	5							
45	41	37	37	33	29	5							
46	42	38	38	34	30								
47	43	39	39	35	31								
48	44	40	40	36	32								
49	45	41	41	37	33								
50	46	42	42	38	34								
51	47	43	43	39	35								
52	48	44	44	40	36								
53	49	45	45	41	37								
54	50	46	46	42	38								
55	51	47	47	43	39								
56	52	48	48	44	40								
57	53	49	49	45	41								
58	54	50	50	46	42								
59	55	51	51	47	43								
60	56	52	52	48	44								
61	57	53	53	49	45								
62	58	54	54	50									
63	59	55	55	51									
64	60	56	56	52									
65	61	57	57	53									
66	62	58	58	54									
67	63	59	59	55									
68	64	60	60	56									
69	65	61	61	57									
70	66	62	62	58									

改正後							改正前						
71	67	63	63	59									
72	68	64	64	60									
73	69	65	65	61									
74	70	66	66	62									
75	71	67	67	63									
76	72	68	68	64									
77	73	69	69	65									
78	74	70	70										
79	75	71	71										
80	76	72	72										
81	77	73	73										
82	78	74	74										
83	79	75	75										
84	80	76	76										
85	81	77	77										
86	82	78	78										
87	83	79	79										
88	84	80	80										
89	85	81	81										
90	86	82	82										
91	87	83	83										
92	88	84	84										
93	89	85	85										
94	90	86	86										
95	91	87	87										
96	92	88	88										
97	93	89	89										
98	94	90											
99	95	91											
100	96	92											
101	97	93											
102	98												
103	99												
104	100												
105	101												
106	102												
107	103												
108	104												
109	105												
110	106												
111	107												
112	108												
113	109												
(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給													
旧号給	新号給												
	2級	3級	4級										
1	1	1	1										
2	1	1	1										
3	1	1	1										
4	1	1	1										
5	1	1	1										
6	1	1	1										
7	1	1	1										
8	1	1	1										
9	1	1	1										
10	1	1	1										
11	1	1	1										
12	1	1	1										
13	1	1	1										
14	2	1	1										
15	3	1	1										

改正後					改正前				
16	4	1	1						
17	5	1	1						
18	6	2	1						
19	7	3	1						
20	8	4	1						
21	9	5	1						
22	10	6	1						
23	11	7	1						
24	12	8	1						
25	13	9	1						
26	14	10	1						
27	15	11	1						
28	16	12	1						
29	17	13	1						
30	18	14	1						
31	19	15	1						
32	20	16	1						
33	21	17	1						
34	22	18	1						
35	23	19	1						
36	24	20	1						
37	25	21	1						
38	26	22	2						
39	27	23	2						
40	28	24	2						
41	29	25	2						
42	30	26	3						
43	31	27	3						
44	32	28	3						
45	33	29	3						
46	34	30	4						
47	35	31	4						
48	36	32	4						
49	37	33	4						
50	38	34	4						
51	39	35	5						
52	40	36	5						
53	41	37	5						
54	42	38	5						
55	43	39	5						
56	44	40	6						
57	45	41	6						
58	46	42	6						
59	47	43	6						
60	48	44	6						
61	49	45	7						
62	50	46	7						
63	51	47	7						
64	52	48	7						
65	53	49	8						
66	54	50							
67	55	51							
68	56	52							
69	57	53							
70	58	54							
71	59	55							
72	60	56							
73	61	57							
74	62	58							
75	63	59							
76	64	60							

改正後				改正前			
77	65	61					
78	66	62					
79	67	63					
80	68	64					
81	69	65					
82	70	66					
83	71	67					
84	72	68					
85	73	69					
86	74	70					
87	75	71					
88	76	72					
89	77	73					
90	78						
91	79						
92	80						
93	81						
94	82						
95	83						
96	84						
97	85						

(3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25

改正後					改正前				
38	34	34	30	26					
39	35	35	31	27					
40	36	36	32	28					
41	37	37	33	29					
42	38	38	34	30					
43	39	39	35	31					
44	40	40	36	32					
45	41	41	37	33					
46	42	42	38	34					
47	43	43	39	35					
48	44	44	40	36					
49	45	45	41	37					
50	46	46	42	38					
51	47	47	43	39					
52	48	48	44	40					
53	49	49	45	41					
54	50	50	46	42					
55	51	51	47	43					
56	52	52	48	44					
57	53	53	49	45					
58	54	54	50	46					
59	55	55	51	47					
60	56	56	52	48					
61	57	57	53	49					
62	58	58	54	50					
63	59	59	55	51					
64	60	60	56	52					
65	61	61	57	53					
66	62	62	58	54					
67	63	63	59	55					
68	64	64	60	56					
69	65	65	61	57					
70	66	66	62						
71	67	67	63						
72	68	68	64						
73	69	69	65						
74	70	70	66						
75	71	71	67						
76	72	72	68						
77	73	73	69						
78	74	74	70						
79	75	75	71						
80	76	76	72						
81	77	77	73						
82	78	78	74						
83	79	79	75						
84	80	80	76						
85	81	81	77						
86	82	82	78						
87	83	83	79						
88	84	84	80						
89	85	85	81						
90	86	86	82						
91	87	87	83						
92	88	88	84						
93	89	89	85						
94	90	90	86						
95	91	91	87						
96	92	92	88						
97	93	93	89						
98	94	94	90						

改正後					改正前				
99	95	95	91						
100	96	96	92						
101	97	97	93						
102	98	98	94						
103	99	99	95						
104	100	100	96						
105	101	101	97						
106	102	102							
107	103	103							
108	104	104							
109	105	105							
110	106	106							
111	107	107							
112	108	108							
113	109	109							
114	110								
115	111								
116	112								
117	113								
118	114								
119	115								
120	116								
121	117								
122	118								
123	119								
124	120								
125	121								

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	267,400	301,300	324,000	358,300	411,900	462,400
		0	0	0	0	0	0	0	0
	2	185,900	233,200	268,400	302,800	325,900	360,000	413,800	467,900
		0	0	0	0	0	0	0	0
	3	187,100	234,700	269,400	304,300	327,700	361,600	415,700	472,900
		0	0	0	0	0	0	0	0
	4	188,200	236,300	270,400	305,700	329,400	363,200	417,600	477,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	5	189,300	237,800	271,500	307,100	331,100	364,900	419,400	481,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	6	191,000	239,300	272,500	308,300	332,800	366,700	421,200	485,200
		0	0	0	0	0	0	0	0
	7	192,600	240,800	273,500	309,300	334,600	368,200	423,000	488,200
		0	0	0	0	0	0	0	0
	8	194,200	242,300	274,500	310,500	336,300	369,800	424,800	490,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	9	195,800	243,800	275,500	311,700	337,900	371,200	426,400	492,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	10	197,600	245,300	276,500	313,300	339,600	372,800	427,900	
		0	0	0	0	0	0	0	
	11	199,200	246,700	277,500	315,000	341,300	374,500	429,500	
		0	0	0	0	0	0	0	

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900	376,700	419,300
		0	0	0	0	0	0	0	0
	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800	379,300	421,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600	381,600	424,200
		0	0	0	0	0	0	0	0
	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400	383,800	426,600
		0	0	0	0	0	0	0	0
	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100	385,700	428,500
		0	0	0	0	0	0	0	0
	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900	388,100	430,700
		0	0	0	0	0	0	0	0
	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500	390,200	432,800
		0	0	0	0	0	0	0	0
	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200	392,200	435,000
		0	0	0	0	0	0	0	0
	9	195,800	243,800	271,500	301,300	324,000	351,800	394,200	436,900
		0	0	0	0	0	0	0	0
	10	197,600	245,300	272,500	302,800	325,900	353,500	396,600	439,000
		0	0	0	0	0	0	0	0
	11	199,200	246,700	273,500	304,300	327,700	355,100	398,800	441,200
		0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
12	200,80	248,10	278,60	316,60	342,90	376,00	431,00	0	0	12	200,80	248,10	274,50	305,70	329,40	356,80	401,00	443,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	202,40	249,40	279,70	318,10	344,50	377,90	432,50	0	0	13	202,40	249,40	275,50	307,20	331,10	358,30	403,20	444,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	204,10	250,70	281,00	319,70	346,10	379,80	433,60	0	0	14	204,10	250,70	276,50	308,30	332,80	360,00	405,50	446,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	205,80	252,00	282,30	321,30	347,70	381,70	434,90	0	0	15	205,80	252,00	277,50	309,30	334,60	361,60	407,80	448,50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	207,50	253,20	283,50	323,00	349,20	383,60	436,10	0	0	16	207,50	253,20	278,60	310,50	336,30	363,20	410,10	450,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	208,80	254,40	284,80	324,50	350,60	385,10	437,30	0	0	17	208,80	254,40	279,70	311,70	337,90	364,90	411,90	452,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	210,50	255,40	286,10	326,20	352,40	386,90	438,60	0	0	18	210,50	255,40	281,00	313,30	339,60	366,70	413,80	454,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	212,10	256,50	287,40	327,80	354,00	388,60	440,00	0	0	19	212,10	256,50	282,30	315,00	341,30	368,20	415,70	455,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	213,60	257,60	288,60	329,40	355,60	390,20	441,20	0	0	20	213,60	257,60	283,50	316,60	342,90	369,80	417,60	457,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	215,10	258,60	289,70	330,80	356,80	391,90	442,40	0	0	21	215,10	258,60	284,80	318,10	344,50	371,20	419,40	459,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	216,70	259,60	290,90	332,60	358,30	393,30	443,20	0	0	22	216,70	259,60	286,10	319,70	346,10	372,80	421,20	460,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	218,30	260,70	292,20	334,30	359,80	394,80	444,00	0	0	23	218,30	260,70	287,40	321,30	347,70	374,50	423,00	462,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	220,00	261,70	293,50	335,90	361,40	396,20	444,80	0	0	24	220,00	261,70	288,60	323,00	349,20	376,00	424,80	463,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	221,60	262,70	294,90	337,10	363,10	397,60	445,40	0	0	25	221,60	262,70	289,70	324,50	350,60	377,90	426,40	465,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	223,30	263,60	295,90	339,00	364,90	398,80	446,00	0	0	26	223,30	263,60	290,90	326,20	352,40	379,80	427,90	466,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	224,60	264,50	296,90	340,80	366,60	400,00	446,60	0	0	27	224,60	264,50	292,20	327,80	354,00	381,70	429,50	467,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	225,90	265,30	298,00	342,40	368,30	401,00	447,20	0	0	28	225,90	265,30	293,50	329,40	355,60	383,60	431,00	469,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	227,30	266,10	299,10	343,90	369,70	402,10	448,00	0	0	29	227,30	266,10	294,90	330,80	356,80	385,10	432,50	470,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	228,40	266,90	300,30	345,50	371,00	403,30	448,80	0	0	30	228,40	266,90	295,90	332,60	358,30	386,90	433,60	470,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	229,50	267,70	301,50	347,10	372,30	404,40	449,20	0	0	31	229,50	267,70	296,90	334,30	359,80	388,60	434,90	471,50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	230,60	268,60	302,70	348,70	373,70	405,60	450,00	0	0	32	230,60	268,60	298,00	335,90	361,40	390,20	436,10	472,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	231,70	269,30	303,90	350,30	374,80	406,60	450,50	0	0	33	231,70	269,30	299,10	337,10	363,10	391,90	437,30	472,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	232,80	270,10	305,20	352,30	375,70	407,00	450,90	0	0	34	232,80	270,10	300,30	339,00	364,90	393,30	438,60	473,70	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	233,90	270,90	306,50	354,10	376,70	407,70	451,30	0	0	35	233,90	270,90	301,50	340,80	366,60	394,80	440,00	474,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	235,10	271,70	307,80	355,90	377,80	408,40	451,70	0	0	36	235,10	271,70	302,70	342,40	368,30	396,20	441,20	474,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	236,20	272,40	309,10	357,40	378,60	408,80	452,10	0	0	37	236,20	272,40	303,90	343,90	369,70	397,60	442,40	475,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
38	237,20	273,20	310,50	358,80	379,50	409,40	452,50			38	237,20	273,20	305,20	345,50	371,00	398,80	443,20	476,00	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
39	238,20	273,90	311,80	360,20	380,40	409,90	452,90			39	238,20	273,90	306,50	347,10	372,30	400,00	444,00	476,60	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
40	239,10	274,70	313,10	361,70	381,20	410,30	453,20			40	239,10	274,70	307,80	348,70	373,70	401,00	444,80	477,20	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
41	240,00	275,30	314,40	363,20	382,00	410,70	453,50			41	240,00	275,30	309,10	350,50	374,80	402,10	445,40	477,70	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
42	240,90	276,10	315,70	364,00	382,90	410,90	453,90			42	240,90	276,10	310,50	352,30	375,70	403,30	446,00	478,20	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
43	241,70	276,90	317,00	365,00	383,70	411,20	454,20			43	241,70	276,90	311,80	354,10	376,70	404,40	446,60	478,60	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
44	242,50	277,60	318,20	366,00	384,40	411,50	454,50			44	242,50	277,60	313,10	355,90	377,80	405,60	447,20	478,90	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
45	243,30	278,30	319,10	366,90	385,10	411,80	454,80			45	243,30	278,30	314,40	357,40	378,60	406,30	448,00	479,20	
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
46	243,90	279,00	320,40	368,00	385,80	412,10				46	243,90	279,00	315,70	358,80	379,50	407,00	448,80		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
47	244,50	279,70	321,70	368,90	386,50	412,40				47	244,50	279,70	317,00	360,20	380,40	407,70	449,20		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
48	245,10	280,50	323,00	369,90	387,20	412,70				48	245,10	280,50	318,20	361,70	381,20	408,40	450,00		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
49	245,70	281,20	324,20	370,80	387,70	412,90				49	245,70	281,20	319,10	363,20	382,00	408,80	450,50		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
50	246,30	281,90	325,50	371,60	388,30	413,20				50	246,30	281,90	320,40	364,00	382,90	409,40	450,90		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
51	246,90	282,60	326,70	372,30	388,90	413,50				51	246,90	282,60	321,70	365,00	383,70	409,90	451,30		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
52	247,40	283,30	328,00	372,90	389,60	413,80				52	247,40	283,30	323,00	366,00	384,40	410,30	451,70		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
53	247,90	283,90	329,30	373,30	390,00	414,10				53	247,90	283,90	324,20	366,90	385,10	410,70	452,10		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
54	248,30	284,60	330,40	373,90	390,60	414,40				54	248,30	284,60	325,50	368,00	385,80	410,90	452,50		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
55	248,70	285,20	331,50	374,60	391,20	414,70				55	248,70	285,20	326,70	368,90	386,50	411,20	452,90		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
56	249,00	285,90	332,60	375,30	391,70	415,00				56	249,00	285,90	328,00	369,90	387,20	411,50	453,20		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
57	249,30	286,50	333,30	375,60	392,10	415,20				57	249,30	286,50	329,30	370,80	387,70	411,80	453,50		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
58	249,60	287,30	334,20	376,30	392,70	415,50				58	249,60	287,30	330,40	371,60	388,30	412,10	453,90		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
59	249,90	287,90	334,90	377,00	393,30	415,80				59	249,90	287,90	331,50	372,30	388,90	412,40	454,20		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
60	250,20	288,60	335,70	377,60	393,90	416,20				60	250,20	288,60	332,60	372,90	389,60	412,70	454,50		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
61	250,50	289,20	336,50	377,90	394,30	416,40				61	250,50	289,20	333,30	373,30	390,00	412,90	454,80		
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
62	250,80	289,90	336,90	378,40	394,80	416,70				62	250,80	289,90	334,20	373,90	390,60	413,20			
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
63	251,10	290,50	337,60	379,00	395,30	417,00				63	251,10	290,50	334,90	374,60	391,20	413,50			
	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	

改正後										改正前									
64	251,40	291,00	338,30	379,60	395,90	417,20				64	251,40	291,00	335,70	375,30	391,70	413,80			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
65	251,70	291,50	339,10	379,90	396,20	417,40				65	251,70	291,50	336,50	375,60	392,10	414,10			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
66	252,00	292,10	339,80	380,50	396,60					66	252,00	292,10	336,90	376,30	392,70	414,40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
67	252,40	292,60	340,50	381,20	397,00					67	252,40	292,60	337,60	377,00	393,30	414,70			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
68	252,70	293,20	341,10	381,80	397,40					68	252,70	293,20	338,30	377,60	393,90	415,00			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
69	253,00	293,80	341,60	382,30	397,70					69	253,00	293,80	339,10	377,90	394,30	415,20			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
70	253,30	294,30	342,20	382,80	398,00					70	253,30	294,30	339,80	378,40	394,80	415,50			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
71	253,60	294,90	342,70	383,40	398,30					71	253,60	294,90	340,50	379,00	395,30	415,80			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
72	253,90	295,50	343,30	383,90	398,50					72	253,90	295,50	341,10	379,60	395,90	416,20			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
73	254,20	296,00	343,60	384,40	398,70					73	254,20	296,00	341,60	379,90	396,20	416,40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
74	254,50	296,50	344,10	385,00	399,00					74	254,50	296,50	342,20	380,50	396,60	416,70			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
75	254,80	296,90	344,50	385,50	399,30					75	254,80	296,90	342,70	381,20	397,00	417,00			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
76	255,10	297,20	344,90	385,80	399,50					76	255,10	297,20	343,30	381,80	397,40	417,20			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
77	255,40	297,40	345,30	386,20	399,70					77	255,40	297,40	343,60	382,30	397,70	417,40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
78	255,70	297,70	345,80	386,70	400,00					78	255,70	297,70	344,10	382,80	398,00				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
79	256,00	297,90	346,30	387,10	400,30					79	256,00	297,90	344,50	383,40	398,30				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
80	256,30	298,20	346,80	387,50	400,50					80	256,30	298,20	344,90	383,90	398,50				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
81	256,60	298,40	347,10	387,90	400,70					81	256,60	298,40	345,30	384,40	398,70				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
82	257,00	298,60	347,50	388,40	401,00					82	257,00	298,60	345,80	385,00	399,00				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
83	257,30	298,90	347,90	388,80	401,30					83	257,30	298,90	346,30	385,50	399,30				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
84	257,60	299,10	348,40	389,20	401,50					84	257,60	299,10	346,80	385,80	399,50				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
85	257,90	299,40	348,70	389,50	401,70					85	257,90	299,40	347,10	386,20	399,70				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
86	258,20	299,70	349,10	390,00	402,00					86	258,20	299,70	347,50	386,70	400,00				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
87	258,50	300,00	349,50	390,40	402,30					87	258,50	300,00	347,90	387,10	400,30				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
88	258,80	300,30	349,90	390,80	402,50					88	258,80	300,30	348,40	387,50	400,50				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
89	259,10	300,60	350,30	391,20	402,70					89	259,10	300,60	348,70	387,90	400,70				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			

改正後										改正前									
90	259,40	300,90	350,50	391,60						90	259,40	300,90	349,10	388,40	401,00				
	0	0	0	0							0	0	0	0	0				
91	259,70	301,20	350,90	392,00						91	259,70	301,20	349,50	388,80	401,30				
	0	0	0	0							0	0	0	0	0				
92	260,00	301,60	351,30	392,40						92	260,00	301,60	349,90	389,20	401,50				
	0	0	0	0							0	0	0	0	0				
93	260,30	301,80	351,50	392,70						93	260,30	301,80	350,10	389,50	401,70				
	0	0	0	0							0	0	0	0	0				
94		302,00	351,90							94		302,00	350,50	390,00	402,00				
		0	0									0	0	0	0				
95		302,30	352,30							95		302,30	350,90	390,40	402,30				
		0	0									0	0	0	0				
96		302,70	352,60							96		302,70	351,30	390,80	402,50				
		0	0									0	0	0	0				
97		303,00	352,90							97		303,00	351,50	391,10	402,70				
		0	0									0	0	0	0				
98		303,30	353,30							98		303,30	351,90	391,60					
		0	0									0	0	0					
99		303,70	353,70							99		303,70	352,30	392,00					
		0	0									0	0	0					
100		304,10	354,10							100		304,10	352,60	392,40					
		0	0									0	0	0					
101		304,30	354,60							101		304,30	352,90	392,70					
		0	0									0	0	0					
102		304,60	355,00							102		304,60	353,30						
		0	0									0	0						
103		304,90	355,40							103		304,90	353,70						
		0	0									0	0						
104		305,20	355,80							104		305,20	354,10						
		0	0									0	0						
105		305,40	356,30							105		305,40	354,60						
		0	0									0	0						
106		305,70	356,70							106		305,70	355,00						
		0	0									0	0						
107		306,00	357,00							107		306,00	355,40						
		0	0									0	0						
108		306,30	357,30							108		306,30	355,80						
		0	0									0	0						
109		306,50	357,80							109		306,50	356,30						
		0	0									0	0						
110		306,90								110		306,90	356,70						
		0										0	0						
111		307,30								111		307,30	357,00						
		0										0	0						
112		307,60								112		307,60	357,30						
		0										0	0						
113		307,80								113		307,80	357,80						
		0										0	0						
114		308,00								114		308,00							
		0										0							
115		308,30								115		308,30							
		0										0							

改正後										改正前									
	116		308,700								116		308,700						
	117		308,900								117		308,900						
	118		309,100								118		309,100						
	119		309,400								119		309,400						
	120		309,700								120		309,700						
	121		310,100								121		310,100						
	122		310,300								122		310,300						
	123		310,600								123		310,600						
	124		310,900								124		310,900						
	125		311,200								125		311,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700			193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

（1）医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800	
2	293,700	403,000	457,100	555,900	
3	296,000	405,600	459,000	561,200	
4	298,200	408,100	460,900	566,100	
5	300,300	410,500	462,300	570,500	
6	303,800	412,700	464,100	574,800	
7	307,300	414,800	465,900	578,400	
8	310,700	416,900	467,700	581,400	
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

（1）医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400	
2	293,700	372,600	428,700	486,200	
3	296,000	375,100	430,700	488,000	
4	298,200	377,600	432,600	489,800	
5	300,300	380,100	434,500	491,600	
6	303,800	382,800	436,100	493,300	
7	307,300	385,500	437,700	495,000	
8	310,700	388,100	439,300	496,700	
9	314,100	390,200	440,900	498,400	
10	317,600	392,700	442,700	500,500	
11	321,000	395,200	444,500	502,600	
12	324,400	397,700	446,300	504,700	
13	327,800	400,300	448,100	506,700	
14	331,300	403,000	449,900	508,600	
15	334,700	405,600	451,700	510,700	
16	338,100	408,100	453,500	512,700	
17	341,500	410,500	455,100	514,600	
18	344,600	412,700	457,100	516,600	
19	347,700	414,800	459,000	518,600	
20	350,800	416,900	460,900	520,400	
21	354,000	419,000	462,300	522,200	
22	357,100	420,500	464,100	524,000	
23	360,200	422,000	465,900	525,800	
24	363,200	423,500	467,700	527,600	
25	366,200	424,900	469,500	529,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

改正後						改正前						
		26	368,500	443,700	500,200			26	368,500	426,400	471,300	531,000
		27	370,800	445,100	502,000			27	370,800	427,900	473,100	532,800
		28	373,000	446,500	503,600			28	373,000	429,300	474,900	534,600
		29	374,900	447,900	505,000			29	374,900	430,700	476,700	536,200
		30	376,600	449,300	506,700			30	376,600	432,200	478,500	538,000
		31	378,300	450,700	508,500			31	378,300	433,700	480,300	539,800
		32	380,100	452,100	510,200			32	380,100	435,100	482,100	541,500
		33	381,900	453,500	511,700			33	381,900	436,500	483,900	543,100
		34	383,700	454,900	513,000			34	383,700	438,000	485,800	544,900
		35	385,300	456,300	514,300			35	385,300	439,500	487,700	546,600
		36	386,700	457,700	515,600			36	386,700	440,900	489,600	548,300
		37	388,100	459,100	516,600			37	388,100	442,300	491,500	549,800
		38	389,600	460,800	517,900			38	389,600	443,700	493,200	551,400
		39	391,100	462,400	519,200			39	391,100	445,100	495,000	552,800
		40	392,600	464,000	520,500			40	392,600	446,500	496,800	554,400
		41	394,100	465,600	521,500			41	394,100	447,900	498,400	555,900
		42	394,800	466,800	522,300			42	394,800	449,300	500,200	557,300
		43	395,400	468,000	523,100			43	395,400	450,700	502,000	558,700
		44	396,100	469,100	523,900			44	396,100	452,100	503,600	560,000
		45	397,000	470,100	524,800			45	397,000	453,500	505,000	561,200
		46	397,600	471,100	525,600			46	397,600	454,900	506,700	562,200
		47	398,200	472,000	526,400			47	398,200	456,300	508,500	563,200
		48	398,800	472,800	527,100			48	398,800	457,700	510,200	564,200
		49	399,400	473,500	527,900			49	399,400	459,100	511,700	565,200
		50	399,900	474,200	528,700			50	399,900	460,800	513,000	566,100
		51	400,400	474,900	529,400			51	400,400	462,400	514,300	567,000
		52	400,900	475,500	530,300			52	400,900	464,000	515,600	567,900
		53	401,400	476,200	531,200			53	401,400	465,600	516,600	568,700
		54	401,800	476,900	532,000			54	401,800	466,800	517,900	569,600
		55	402,200	477,500	532,900			55	402,200	468,000	519,200	570,500
		56	402,600	478,100	533,800			56	402,600	469,100	520,500	571,400
		57	403,000	478,400	534,600			57	403,000	470,100	521,500	572,300
		58	403,400	479,000	535,500			58	403,400	471,100	522,300	573,200
		59	403,800	479,700	536,400			59	403,800	472,000	523,100	574,100
		60	404,200	480,400	537,100			60	404,200	472,800	523,900	574,800
		61	404,600	480,800	537,900			61	404,600	473,500	524,800	575,700
		62	405,000	481,400	538,800			62	405,000	474,200	525,600	576,600
		63	405,400	482,100	539,700			63	405,400	474,900	526,400	577,500
		64	405,800	482,800	540,600			64	405,800	475,500	527,100	578,400
		65	406,100	483,200	541,400			65	406,100	476,200	527,900	579,300
		66		483,800	542,300			66		476,900	528,700	
		67		484,400	543,200			67		477,500	529,400	
		68		484,900	544,100			68		478,100	530,300	
		69		485,400	544,900			69		478,400	531,200	
		70		485,900	545,800			70		479,000	532,000	
		71		486,400	546,700			71		479,700	532,900	
		72		486,900	547,600			72		480,400	533,800	
		73		487,300	548,400			73		480,800	534,600	
		74		487,800				74		481,400	535,500	
		75		488,200				75		482,100	536,400	
		76		488,700				76		482,800	537,100	
		77		489,200				77		483,200	537,900	
		78		489,800				78		483,800	538,800	
		79		490,400				79		484,400	539,700	
		80		490,800				80		484,900	540,600	
		81		491,300				81		485,400	541,400	
		82		491,900				82		485,900	542,300	
		83		492,500				83		486,400	543,200	
		84		493,000				84		486,900	544,100	
		85		493,500				85		487,300	544,900	
								86		487,800	545,800	

改正後							改正前						
								87		488,200	546,700		
								88		488,700	547,600		
								89		489,200	548,400		
								90		489,800			
								91		490,400			
								92		490,800			
								93		491,300			
								94		491,900			
								95		492,500			
								96		493,000			
								97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円				円	円	円	円	
		301,700	344,400	399,500	473,300				301,700	344,400	399,500	473,300	

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	284,000	297,600	322,000	365,200
	2	211,000	244,500	284,500	298,200	323,000	366,900
	3	212,900	246,700	285,000	298,800	324,000	368,600
	4	214,600	248,900	285,500	299,300	325,000	370,300
	5	216,300	251,100	286,000	299,800	326,000	372,100
	6	218,200	252,200	286,500	300,400	327,300	374,200
	7	220,000	253,100	287,000	301,000	328,500	376,200
	8	221,700	254,000	287,500	301,500	329,700	378,200
	9	223,400	254,900	288,100	302,000	330,800	379,900
	10	225,400	256,100	288,600	302,600	332,000	382,000
	11	227,400	257,300	289,100	303,300	333,100	384,200
	12	229,300	258,200	289,600	303,800	334,300	386,200
	13	231,200	259,000	290,100	304,300	335,400	388,100
	14	233,200	259,700	290,600	305,000	336,600	389,700
	15	235,200	260,400	291,100	305,700	337,700	391,500
	16	237,200	261,300	291,600	306,400	338,800	393,300
	17	239,300	262,400	292,100	307,100	339,900	395,100
	18	241,300	263,500	292,600	308,000	341,100	396,800
	19	243,400	264,700	293,100	309,000	342,300	398,700
	20	245,400	265,800	293,600	309,900	343,400	400,400
	21	247,300	266,900	294,200	310,700	344,500	402,100
	22	248,600	268,000	294,700	311,600	345,700	403,800
	23	249,800	269,100	295,200	312,500	346,800	405,700
	24	250,900	270,200	295,700	313,400	347,900	407,400
	25	252,000	271,200	296,200	314,200	349,000	409,000
	26	252,900	272,400	296,800	315,200	350,300	410,700
	27	253,800	273,500	297,600	316,100	351,700	412,500
	28	254,700	274,500	298,400	317,000	353,000	414,300
	29	255,600	275,500	299,200	317,800	354,200	415,800
	30	256,400	276,200	300,000	318,900	355,700	417,400
	31	257,100	276,900	300,800	320,000	357,200	418,900
	32	257,800	277,600	301,600	321,100	358,700	420,200
	33	258,600	278,400	302,300	322,300	359,900	421,300
	34	259,400	279,000	303,100	323,400	361,500	422,400
	35	260,200	279,500	303,900	324,500	362,900	423,500
	36	260,900	280,000	304,700	325,600	364,300	424,700
	37	261,700	280,500	305,500	326,700	365,700	426,000
	38	262,600	281,100	306,300	327,900	366,700	427,100
	39	263,500	281,600	307,100	329,000	368,100	428,400
	40	264,300	282,100	307,900	330,200	369,400	429,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	279,700	295,300	312,800	345,200
	2	211,000	244,500	280,800	295,900	314,100	346,900
	3	212,900	246,700	281,900	296,500	315,300	348,600
	4	214,600	248,900	283,000	297,000	316,400	350,300
	5	216,300	251,100	284,000	297,600	317,500	352,000
	6	218,200	252,200	284,500	298,200	318,600	353,800
	7	220,000	253,100	285,000	298,800	319,700	355,500
	8	221,700	254,000	285,500	299,300	320,900	357,100
	9	223,400	254,900	286,000	299,800	322,000	358,600
	10	225,400	256,100	286,500	300,400	323,000	360,300
	11	227,400	257,300	287,000	301,000	324,000	362,000
	12	229,300	258,200	287,500	301,500	325,000	363,800
	13	231,200	259,000	288,100	302,000	326,000	365,200
	14	233,200	259,700	288,600	302,600	327,300	366,900
	15	235,200	260,400	289,100	303,300	328,500	368,600
	16	237,200	261,300	289,600	303,800	329,700	370,300
	17	239,300	262,400	290,100	304,300	330,800	372,100
	18	241,300	263,500	290,600	305,000	332,000	374,200
	19	243,400	264,700	291,100	305,700	333,100	376,200
	20	245,400	265,800	291,600	306,400	334,300	378,200
	21	247,300	266,900	292,100	307,100	335,400	379,900
	22	248,600	268,000	292,600	308,000	336,600	382,000
	23	249,800	269,100	293,100	309,000	337,700	384,200
	24	250,900	270,200	293,600	309,900	338,800	386,200
	25	252,000	271,200	294,200	310,700	339,900	388,100
	26	252,900	272,400	294,700	311,600	341,100	389,700
	27	253,800	273,500	295,200	312,500	342,300	391,500
	28	254,700	274,500	295,700	313,400	343,400	393,300
	29	255,600	275,500	296,200	314,200	344,500	395,100
	30	256,400	276,200	296,800	315,200	345,700	396,800
	31	257,100	276,900	297,600	316,100	346,800	398,700
	32	257,800	277,600	298,400	317,000	347,900	400,400
	33	258,600	278,400	299,200	317,800	349,000	402,100
	34	259,400	279,000	300,000	318,900	350,300	403,800
	35	260,200	279,500	300,800	320,000	351,700	405,700
	36	260,900	280,000	301,600	321,100	353,000	407,400
	37	261,700	280,500	302,300	322,300	354,200	409,000
	38	262,600	281,100	303,100	323,400	355,700	410,700
	39	263,500	281,600	303,900	324,500	357,200	412,500
	40	264,300	282,100	304,700	325,600	358,700	414,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

改正後								改正前							
41	265,100	282,500	308,600	331,000	370,700	430,700		41	265,100	282,500	305,500	326,700	359,900	415,800	
42	266,000	283,000	309,600	332,100	372,200	431,700		42	266,000	283,000	306,300	327,900	361,500	417,400	
43	266,800	283,500	310,600	333,200	373,500	432,800		43	266,800	283,500	307,100	329,000	362,900	418,900	
44	267,600	284,000	311,600	334,200	374,800	433,900		44	267,600	284,000	307,900	330,200	364,300	420,200	
45	268,400	284,600	312,500	335,200	376,300	434,900		45	268,400	284,600	308,600	331,000	365,700	421,300	
46	269,200	285,100	313,500	336,200	377,500	435,400		46	269,200	285,100	309,600	332,100	366,700	422,400	
47	269,900	285,600	314,500	337,200	378,600	436,000		47	269,900	285,600	310,600	333,200	368,100	423,500	
48	270,500	286,100	315,400	338,200	379,800	436,400		48	270,500	286,100	311,600	334,200	369,400	424,700	
49	271,100	286,600	316,300	339,500	380,900	437,000		49	271,100	286,600	312,500	335,200	370,700	426,000	
50	271,600	287,100	317,300	340,800	381,800	437,500		50	271,600	287,100	313,500	336,200	372,200	427,100	
51	272,100	287,600	318,300	342,000	382,900	437,900		51	272,100	287,600	314,500	337,200	373,500	428,400	
52	272,500	288,100	319,400	343,200	383,800	438,400		52	272,500	288,100	315,400	338,200	374,800	429,500	
53	272,900	288,600	320,200	344,100	384,400	439,000		53	272,900	288,600	316,300	339,500	376,300	430,700	
54	273,400	289,200	321,200	345,300	385,200	439,400		54	273,400	289,200	317,300	340,800	377,500	431,700	
55	274,000	289,700	322,200	346,400	386,000	439,700		55	274,000	289,700	318,300	342,000	378,600	432,800	
56	274,400	290,200	323,100	347,700	386,800	440,000		56	274,400	290,200	319,400	343,200	379,800	433,900	
57	274,800	290,700	324,000	348,700	387,500	440,400		57	274,800	290,700	320,200	344,100	380,900	434,900	
58	275,200	291,500	325,000	349,700	388,200			58	275,200	291,500	321,200	345,300	381,800	435,400	
59	275,600	292,300	326,000	350,800	388,900			59	275,600	292,300	322,200	346,400	382,900	436,000	
60	276,000	293,000	326,900	352,000	389,500			60	276,000	293,000	323,100	347,700	383,800	436,400	
61	276,400	293,800	327,900	353,100	390,100			61	276,400	293,800	324,000	348,700	384,400	437,000	
62	276,800	294,700	329,100	354,300	390,700			62	276,800	294,700	325,000	349,700	385,200	437,500	
63	277,200	295,600	330,300	355,500	391,400			63	277,200	295,600	326,000	350,800	386,000	437,900	
64	277,600	296,400	331,500	356,500	392,000			64	277,600	296,400	326,900	352,000	386,800	438,400	
65	278,000	297,200	332,200	357,500	392,700			65	278,000	297,200	327,900	353,100	387,500	439,000	
66	278,400	298,100	333,300	358,500	393,200			66	278,400	298,100	329,100	354,300	388,200	439,400	
67	278,900	298,900	334,400	359,600	393,900			67	278,900	298,900	330,300	355,500	388,900	439,700	
68	279,300	299,700	335,300	360,800	394,400			68	279,300	299,700	331,500	356,500	389,500	440,000	
69	279,700	300,600	336,400	361,600	394,800			69	279,700	300,600	332,200	357,500	390,100	440,400	
70	280,200	301,500	337,100	362,700	395,400			70	280,200	301,500	333,300	358,500	390,700		
71	280,700	302,400	338,300	363,800	395,900			71	280,700	302,400	334,400	359,600	391,400		
72	281,100	303,300	339,400	364,800	396,200			72	281,100	303,300	335,300	360,800	392,000		
73	281,500	304,200	340,500	365,500	396,500			73	281,500	304,200	336,400	361,600	392,700		
74	282,100	305,100	341,700	366,300	397,000			74	282,100	305,100	337,100	362,700	393,200		
75	282,700	306,000	342,800	367,100	397,400			75	282,700	306,000	338,300	363,800	393,900		
76	283,300	306,900	343,900	367,800	397,700			76	283,300	306,900	339,400	364,800	394,400		
77	283,800	307,800	345,000	368,400	398,000			77	283,800	307,800	340,500	365,500	394,800		
78	284,400	308,800	346,100	368,900	398,500			78	284,400	308,800	341,700	366,300	395,400		
79	285,000	309,800	347,100	369,400	399,000			79	285,000	309,800	342,800	367,100	395,900		
80	285,500	310,700	348,200	369,900	399,400			80	285,500	310,700	343,900	367,800	396,200		
81	286,000	311,200	349,200	370,500	399,700			81	286,000	311,200	345,000	368,400	396,500		
82	286,500	312,100	350,200	371,100	400,100			82	286,500	312,100	346,100	368,900	397,000		
83	287,000	313,000	351,100	371,600	400,600			83	287,000	313,000	347,100	369,400	397,400		
84	287,500	313,800	352,100	372,100	401,000			84	287,500	313,800	348,200	369,900	397,700		
85	288,000	314,600	353,000	372,500	401,400			85	288,000	314,600	349,200	370,500	398,000		
86	288,600	315,600	353,800	372,900	401,800			86	288,600	315,600	350,200	371,100	398,500		
87	289,100	316,700	354,600	373,500	402,300			87	289,100	316,700	351,100	371,600	399,000		
88	289,600	317,700	355,400	374,000	402,700			88	289,600	317,700	352,100	372,100	399,400		
89	290,100	318,600	356,000	374,300	403,100			89	290,100	318,600	353,000	372,500	399,700		
90	290,600	319,700	356,600	374,800	403,500			90	290,600	319,700	353,800	372,900	400,100		
91	291,100	320,700	357,200	375,200	404,000			91	291,100	320,700	354,600	373,500	400,600		
92	291,600	321,700	357,800	375,500	404,400			92	291,600	321,700	355,400	374,000	401,000		
93	292,100	322,500	358,200	376,100	404,900			93	292,100	322,500	356,000	374,300	401,400		
94	292,700	323,200	358,600	376,600	405,300			94	292,700	323,200	356,600	374,800	401,800		
95	293,300	323,900	359,100	377,100	405,800			95	293,300	323,900	357,200	375,200	402,300		
96	293,900	324,500	359,600	377,600	406,200			96	293,900	324,500	357,800	375,500	402,700		
97	294,500	325,000	360,100	378,200	406,600			97	294,500	325,000	358,200	376,100	403,100		
98	295,100	325,300	360,500	378,700				98	295,100	325,300	358,600	376,600	403,500		
99	295,600	326,000	361,000	379,200				99	295,600	326,000	359,100	377,100	404,000		
100	296,100	326,600	361,400	379,600				100	296,100	326,600	359,600	377,600	404,400		
101	296,600	327,000	361,700	380,200				101	296,600	327,000	360,100	378,200	404,900		

改正後										改正前									
102	297, 100	327, 600	362, 200	380, 700						102	297, 100	327, 600	360, 500	378, 700	405, 300				
103	297, 600	328, 200	362, 600	381, 200						103	297, 600	328, 200	361, 000	379, 200	405, 800				
104	298, 000	328, 700	362, 900	381, 700						104	298, 000	328, 700	361, 400	379, 600	406, 200				
105	298, 400	329, 100	363, 300	382, 400						105	298, 400	329, 100	361, 700	380, 200	406, 600				
106	298, 900	329, 600	363, 800	382, 800						106	298, 900	329, 600	362, 200	380, 700					
107	299, 400	330, 100	364, 300	383, 300						107	299, 400	330, 100	362, 600	381, 200					
108	299, 700	330, 600	364, 800	383, 800						108	299, 700	330, 600	362, 900	381, 700					
109	299, 900	331, 000	365, 300	384, 400						109	299, 900	331, 000	363, 300	382, 400					
110	300, 200	331, 400	365, 800							110	300, 200	331, 400	363, 800	382, 800					
111	300, 400	331, 700	366, 300							111	300, 400	331, 700	364, 300	383, 300					
112	300, 700	332, 000	366, 700							112	300, 700	332, 000	364, 800	383, 800					
113	301, 000	332, 300	367, 100							113	301, 000	332, 300	365, 300	384, 400					
114	301, 200	332, 700	367, 500							114	301, 200	332, 700	365, 800						
115	301, 500	333, 000	368, 000							115	301, 500	333, 000	366, 300						
116	301, 700	333, 300	368, 500							116	301, 700	333, 300	366, 700						
117	302, 000	333, 500	368, 900							117	302, 000	333, 500	367, 100						
118	302, 300	333, 800	369, 400							118	302, 300	333, 800	367, 500						
119	302, 600	334, 100	369, 900							119	302, 600	334, 100	368, 000						
120	303, 000	334, 300	370, 400							120	303, 000	334, 300	368, 500						
121	303, 300	334, 500	370, 800							121	303, 300	334, 500	368, 900						
122	303, 700	334, 800								122	303, 700	334, 800	369, 400						
123	304, 000	335, 100								123	304, 000	335, 100	369, 900						
124	304, 300	335, 400								124	304, 300	335, 400	370, 400						
125	304, 500	335, 600								125	304, 500	335, 600	370, 800						
126	304, 700	335, 900								126	304, 700	335, 900							
127	305, 000	336, 300								127	305, 000	336, 300							
128	305, 400	336, 500								128	305, 400	336, 500							
129	305, 600	336, 800								129	305, 600	336, 800							
130	305, 900	337, 000								130	305, 900	337, 000							
131	306, 300	337, 400								131	306, 300	337, 400							
132	306, 700	337, 600								132	306, 700	337, 600							
133	306, 900	337, 900								133	306, 900	337, 900							
134	307, 200	338, 300								134	307, 200	338, 300							
135	307, 500	338, 700								135	307, 500	338, 700							
136	307, 800	339, 100								136	307, 800	339, 100							
137	308, 000	339, 400								137	308, 000	339, 400							
138	308, 300	339, 800								138	308, 300	339, 800							
139	308, 600	340, 200								139	308, 600	340, 200							
140	308, 900	340, 600								140	308, 900	340, 600							
141	309, 100	340, 900								141	309, 100	340, 900							
142	309, 500	341, 300								142	309, 500	341, 300							
143	309, 900	341, 600								143	309, 900	341, 600							
144	310, 200	342, 000								144	310, 200	342, 000							
145	310, 400	342, 300								145	310, 400	342, 300							
146	310, 600	342, 700								146	310, 600	342, 700							
147	310, 900	343, 100								147	310, 900	343, 100							
148	311, 300	343, 500								148	311, 300	343, 500							
149	311, 500	343, 800								149	311, 500	343, 800							
150	311, 700	344, 200								150	311, 700	344, 200							
151	312, 000	344, 600								151	312, 000	344, 600							
152	312, 300	345, 000								152	312, 300	345, 000							
153	312, 700	345, 300								153	312, 700	345, 300							
154	312, 900									154	312, 900								
155	313, 100									155	313, 100								
156	313, 400									156	313, 400								
157	313, 700									157	313, 700								
158	314, 100									158	314, 100								
159	314, 400									159	314, 400								
160	314, 700									160	314, 700								
161	315, 100									161	315, 100								
162	315, 400									162	315, 400								

改正後								改正前							
		163	315,700							163	315,700				
		164	316,000							164	316,000				
		165	316,400							165	316,400				
		166	316,700							166	316,700				
		167	317,000							167	317,000				
		168	317,300							168	317,300				
		169	317,700							169	317,700				
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額			定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
			円	円	円	円	円					円	円	円	円
			241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800				241,800	262,500	269,900	280,300
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。								備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。							
別表第3 略								別表第3 略							
参考 略								参考 略							

【第3条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号	○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号
改正 略	改正 略
令和6年12月 日条例第 号	
盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第1条から第3条まで 略	第1条から第3条まで 略
(扶養手当)	(扶養手当)
第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 孫	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子及び孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者
(住居手当)	(住居手当)
第4条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第4条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める職員を除く。)	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める職員を除く。)
(2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの	(2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
第5条から第10条まで 略	第5条から第10条まで 略
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第10条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	第10条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合	(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合
(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により 午後10時から翌日の 午前5時まで の間(週休日等に含まれる時間を除く。)	(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により 週休日等以外の日の 午前零時から 午前5時まで の間
であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合	であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合
第10条の3から第14条まで 略	第10条の3から第14条まで 略
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)
第15条 第4条 及び前条の規定は、盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第11条の規定に基づき採用された職員には適用しない。	第15条 第4条、第11条及び前条の規定は、盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第11条の規定に基づき採用された職員には適用しない。
2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。	2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。
第16条から第21条まで 略	第16条から第21条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則(令和6年条例第 号)	
(施行期日等)	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。	
2から8まで 略	
(上下水道局企業職員の扶養手当に関する経過措置)	
9 第3条の規定による盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に伴う上下水道局企業職員の扶養手当に関する経過措置は、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して上下水道事業管理者が定める。	
10 略	

改正後	改正前
附則別表 略	

【第4条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第4条まで 略 (扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 第6条 略 (住居手当) 第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が定める職員を除く。) (2) 第9条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの 第8条から第14条まで 略 (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。) であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 第15条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外) 第21条 第4条、第5条 及び前条の規定は、盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第11条の規定に基づき採用された職員には適用しない。 2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。 第22条から第27条まで 略 附 則 略 附 則(令和6年条例第 号) (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 から9まで 略 (市立病院企業職員の扶養手当に関する経過措置) 10 第4条の規定による盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に伴う市立病院企業職員の扶養手当に関する経過措置は、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して病院事業管理者が定める。 附則別表 略	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第4条まで 略 (扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 第6条 略 (住居手当) 第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が定める職員を除く。) (2) 第9条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの 第8条から第14条まで 略 (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により 週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 第15条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外) 第21条 第4条 から第6条まで、第16条 及び前条の規定は、盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第11条の規定に基づき採用された職員には適用しない。 2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。 第22条から第27条まで 略 附 則 略

【第5条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号	○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号																														
改正 略	改正 略																														
令和6年12月 日条例第 号																															
盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例																														
第1条から第5条まで 略	第1条から第5条まで 略																														
（特定任期付職員の給与に関する特例）	（特定任期付職員の給与に関する特例）																														
第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。																														
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。																														
3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。																														
4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。																														
5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。																														
第7条 略	第7条 略																														
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）																														
第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。	第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。																														
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																														
<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr><tr><td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr><tr><td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr><tr><td>第33条の4第2項</td><td>100分の125</td><td>100分の175</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の175	<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr><tr><td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr><tr><td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr><tr><td>第33条の4第2項</td><td>100分の125</td><td>100分の170</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の170
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の125	100分の175																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の125	100分の170																													
第9条及び第10条 略	第9条及び第10条 略																														
附 則 略	附 則 略																														
附 則（令和6年条例第 号）																															
（施行期日等）																															
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。																															
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第17条の2第1項、第33条の6第2項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後給与条例第																															

改正後	改正前																																				
33条の4第3項及び第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 （適用日前の異動者の号給の調整）																																					
3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払）																																					
4 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。																																					
5から7まで 略 （委任）																																					
8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																																					
9及び10 略 附則別表 略																																					
別表第1（第6条関係） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>395,000</td></tr><tr><td>2</td><td>444,000</td></tr><tr><td>3</td><td>496,000</td></tr><tr><td>4</td><td>560,000</td></tr><tr><td>5</td><td>639,000</td></tr><tr><td>6</td><td>746,000</td></tr><tr><td>7</td><td>871,000</td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	395,000	2	444,000	3	496,000	4	560,000	5	639,000	6	746,000	7	871,000	別表第1（第6条関係） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>383,000</td></tr><tr><td>2</td><td>431,000</td></tr><tr><td>3</td><td>481,000</td></tr><tr><td>4</td><td>544,000</td></tr><tr><td>5</td><td>620,000</td></tr><tr><td>6</td><td>724,000</td></tr><tr><td>7</td><td>846,000</td></tr></table>	号給	給料月額		円	1	383,000	2	431,000	3	481,000	4	544,000	5	620,000	6	724,000	7	846,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	395,000																																				
2	444,000																																				
3	496,000																																				
4	560,000																																				
5	639,000																																				
6	746,000																																				
7	871,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	383,000																																				
2	431,000																																				
3	481,000																																				
4	544,000																																				
5	620,000																																				
6	724,000																																				
7	846,000																																				
別表第2 略	別表第2 略																																				

【第6条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																	
○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号	○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号																																	
改正 略	改正 略																																	
令和6年12月 日条例第 号																																		
盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例																																	
第1条から第5条まで 略	第1条から第5条まで 略																																	
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)																																	
第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。																																	
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。																																	
3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。																																	
4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。																																	
	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。																																	
	(特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当)																																	
	第7条 地方公営企業の管理者は、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。																																	
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																																	
第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。	第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。																																	
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																																	
<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr><tr><td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr><tr><td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr><tr><td>第33条の4第2項</td><td>100分の125</td><td>100分の95</td></tr><tr><td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の105</td><td>100分の87.5</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の95	第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5	<table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr><tr><td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr><tr><td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr><tr><td>第33条の4第2項</td><td>100分の125</td><td>100分の175</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の175
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																
第33条の4第2項	100分の125	100分の95																																
第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5																																
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																
第33条の4第2項	100分の125	100分の175																																
(上下水道局企業職員給与条例等の適用除外等)	(上下水道局企業職員給与条例等の適用除外等)																																	
第8条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号。以下「上下水道局企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号及び第10条の3の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」という。）第																																		

改正後	改正前
いう。)第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで、第14条の2第2号及び第15条の規定については、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員には適用しない。	いう。)第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで、第14条の2第2号、第15条及び第18条の規定については、特定任期付企業職員には適用しない。
2 前項の職員に係る上下水道局企業職員給与条例第10条の2(第2号を除く。)及び市立病院企業職員給与条例第14条の2(第2号を除く。)の規定の適用については、これらの規定	2 特定任期付企業職員に係る上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び第10条の2(第2号を除く。)並びに市立病院企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の2(第2号を除く。)の規定の適用については、上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、上下水道局企業職員給与条例第10条の2及び市立病院企業職員給与条例第14条の2中「職員が」とあるのは「職員及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員が」とする。
(委任)	(委任)
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則 略	附 則 略
附 則 (令和6年条例第 号)	
(施行期日等)	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。	
2から10まで 略	
附則別表 略	
別表第1及び別表第2 略	別表第1及び別表第2 略

【第7条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第21条まで 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の110を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第23条から第29条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第17条の2第1項、第33条の6第2項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後給与条例第33条の4第3項及び第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 3 略 （給与の内払） 4 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 5から7まで 略 （委任） 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 9及び10 略 附則別表 略	○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第21条まで 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第23条から第29条まで 略 附 則 略

【第8条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第21条まで 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第23条から第29条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 から10まで 略 附則別表 略	○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第21条まで 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の110を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第23条から第29条まで 略 附 則 略

【第9条】盛岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和6年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第37条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第39号） 1から28まで 略 29 盛岡市職員給与支給条例第2章（第9条第3項、第6項及び第8項から第10項までに限る。）、第2章の2 及び第3章 並びに改正後の給与条例第2章（第9条第4項、第5項及び第7項に限る。）の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 30から38まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第8条及び第9条の規定並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2から10まで 略 附則別表 略 別表第1から別表第3まで 略 参考 略	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第37条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第39号） 1から28まで 略 29 盛岡市職員給与支給条例第2章（第9条第3項、第6項及び第8項から第10項までに限る。）、第2章の2、第3章、第3章の2（第25条の2第1項を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第8章の2（第33条の6に限る。）並びに改正後の給与条例第2章（第9条第4項、第5項及び第7項に限る。）の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 30から38まで 略 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略 参考 略